

令和 8 年 3 月 16 日

伊藤忠連合健康保険組合  
理事長 齋藤 一也

保健事業補助金支給規程の一部変更について

前略 オンライン禁煙プログラムの本人負担を廃止するため、保健事業補助金支給規程の一部を変更する。

草々

新旧対照表			
新	旧		
(削る)	(データヘルス事業に係る補助の範囲) 第 8 条		
	事業の別	対象者	実施方法及び補助額
	オンライン禁煙プログラム	禁煙外来利用者を除く被保険者	プログラム費用のうち、本人負担額を 10,000 円とし、本人負担額を除く費用を補助する。
	(データヘルス事業に係る手続き) 第 9 条 組合の定める書式にて前条のプログラムへの参加申込を行うとともに本人負担額を組合が指定する口座に振込むものとする。		
(附 則) <u>この規程は令和 8 年 4 月 1 日より施行する。</u>	(附 則) この規程は令和 5 年 4 月 1 日より施行する。		

以上